

レジ袋無料配布が 中止になります

町民生活課

ゴミ減量とリサイクルを推進する「もったいない・あおり県民運動」の一環として平成二十一年二月二日（月）から県内の主要なスーパー等で、「レジ袋の無料配布取り止め（有料化）」が始まります。鶴田町でも、これに伴い実施しますので、マイバック持参運動にぜひご協力をお願いします。

■実施店

県内のスーパー、ホームセンター、百貨店等二十四社、二百三十一店舗
※総合スーパーや百貨店は、店舗内の一部（食品売り場の集中レジ）で実施。

■鶴田町内の実施店

（株）スーパーストア

◆問い合わせ先



町民生活課 ぐらしの窓口班
（内線151）

町指定ごみ袋の手数料 徴収事務委託について

町民生活課

十月一日から、家庭の一般ごみ処理が有料化して、新しいごみ袋に手数料が含まれた価格で販売しています。

これに伴い、手数料の徴収および納付については、左記の町指定ごみ袋取り扱い事業所に委託していますのでお知らせします。

なお、徴収については、事業所が各小売店に卸売りする際の価格に含まれています。

◆委託先事業所名

五所川原市寺町六四番地
（有）羽藤商事

TEL 0173（33）4890

◆問い合わせ先

町民生活課 ぐらしの窓口班
（内線151）

介護保険要介護認定高齢者の「障害者控除対象者認定書」の交付について

町民生活課

身体障害者手帳等の交付を受けていない要介護認定高齢者の方に、申請により、身体障害者等に準ずる方として、障害者控除対象者認定書を交付します。

本人または扶養する親族の方が、平成十九年分以降の所得税・住民税の申告をするときに、これにより障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

申請の際は介護保険被保険者証または身分を確認できるものをお持ちください。

○対象となる方（認定基準）

次の基準のいずれかに該当する場合に認定を行います。（障害者控除の適用を受ける年の十二月三十一日現在の要介護認定状況に基づく）

◎障害者に準ずる方の認定基準

一 要介護1以上に認定されており、かつ要介護認定資料の主治医意見書に記載されている障害高齢者日常生活自立度がA以上の方

二 要介護1以上に認定されており、かつ要介護認定資料の主治医意見書に記載されている認知症高齢者日常生活自立度がII以上の方

◎特別障害者に準ずる方の認定基準

一 要介護4以上に認定されており、かつ要介護認定資料の主治医意見書に記載されている障害高齢者日常生活自立度がB以上の方

主治医意見書に記載されている障害高齢者日常生活自立度がB以上の方

二 要介護4以上に認定されており、かつ要介護認定資料の主治医意見書に記載されている認知症高齢者日常生活自立度がIII以上の方

◆問い合わせ先

町民生活課 国保介護班
（内線144）

六十歳の節目 実年式を開催します

教育委員会

町では、人生の大きな節目である六十歳を迎える方々を対象に、実年式を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

◆日時

平成二十一年二月十一日（水）

建国記念の日 午後二時

◆場所

鶴田町国際交流会館ホール

◆対象者

昭和二十三年四月二日から同二十四年四月一日までに生まれ、次のいずれかに該当する方

①鶴田町に居住されている方

②鶴田町出身の方

③鶴田町に勤務されている方

◆内容

記念講演、式典、祝賀会（会費制）

◆申し込み

一月二十三日（金）までに教育委員会社会教育班へお申し込みください。

赤十字の活動資金にご協力を

日本赤十字社は、国内外での災害救助活動をはじめ赤十字奉仕団によるボランティア活動や青少年赤十字活動、救急法等の講習普及活動などを広く行っております。

これらの活動費の財源は毎年皆さんから寄せられる活動資金（社費・寄付金）によって賄われております。今年も2月1日から「あなたの身近に赤十字…」をスローガンに「赤十字社員増強運動」を実施し活動資金を募集します。

皆さんのお宅に地域の奉仕者がお伺いしますので、赤十字の活動資金にご協力くださるようお願いいたします。

◆問い合わせ先 町民生活課 健康長寿班（内線136）
または、日本赤十字社青森支部 TEL017（722）2011

平成21年度「国有林モニター」の募集

東北森林管理局では、国有林の管理・経営に皆さんの声を役立ていくため、モニターを募集しています。

■募集人員 48人

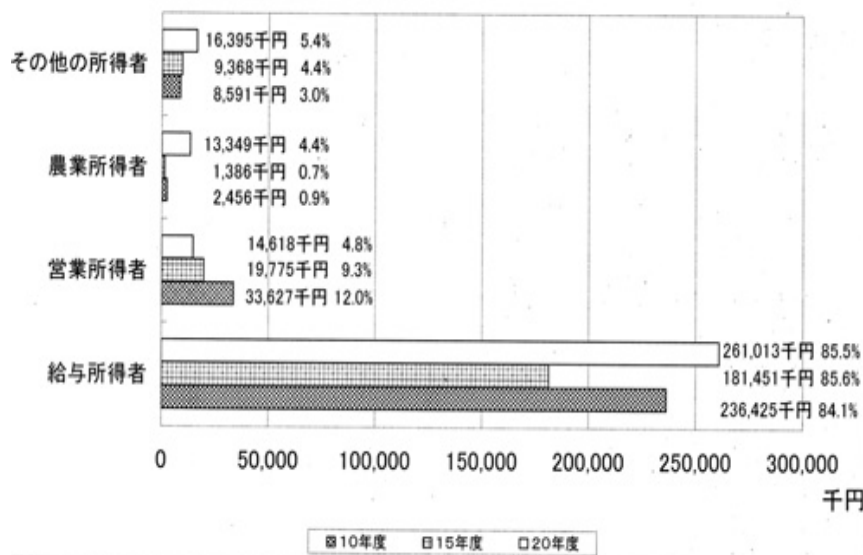
■募集期間 1月5日（月）～31日（土）

■任 期 平成21年4月～平成22年3月まで

■内 容 アンケートの回答、モニター会議への出席
応募資格、応募方法など、詳しくは下記までお問い合わせください

◆問い合わせ先 東北森林管理局国有林モニター係
TEL018（836）2274

鶴田町の町民税 課税額の推移



※資料 市町村課税状況等の調

ご存じですか？
あなたの所得税・町
民税が変わりました

税務課会計課

「地方のことは地方で」の方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が行われました。その柱として国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲が行われ、これらの税率を変える

ことで、国の税収が減り地方への税収が増えることになりました。鶴田町の場合も、町民税は五年前に比べ平成二十年度では九千三百万円程度伸びていますが、地方交付税は町の税収が伸びると減りますのでそれに応じて減少しています。

また、税源の移し替えであるため、「所得税+住民税」の負担は基本的に変わりません。

◆問い合わせ先
教育委員会 社会教育班
(内線215・214)

鶴田町奨学生を募集します

教育委員会

町では、人材育成を図るため、鶴田町民のお子さんが高等学校、大学などに進学するとき、希望の方に奨学金を貸与しております。

平成二十一年四月からの新規奨学生を次のとおり募集いたします。希望される方は、必要書類をお渡しいたしますので、教育委員会までお申し込みください。（なお、所得制限等により貸与が受けられないこともあります。）

◆必要書類
【奨学生願書・推薦調書・合格通知書・所得証明書・納税証明書】
【連帯保証人の印鑑証明書・所得証明書・納税証明書】
など

不動産取得税の軽減制度

不動産取得税は、家を新築・増改築により取得したとき、土地や家を売買・贈与などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

なお、一定の要件に該当する住宅やその住宅用地を取得した場合には、不動産取得税が軽減される制度があります。

◆問い合わせ先
西北地域県民局県税課
TEL 0173(34)2111
(内線212・214)

◆募集期間
平成二十一年三月末日

◆決定通知
平成二十一年四月上旬

◆問い合わせ先
教育委員会 学務総務班
(内線213・214)

乳幼児健康診査



1歳6か月児健康診査

- 月日 1月28日(水)
- 受付 午後12時30分～12時40分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成19年3・4・5月生まれ

4か月児健康診査

- 月日 2月4日(水)
- 受付 午後1時～1時10分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成20年9月生まれ

10か月児健康診査

- 月日 2月4日(水)
- 受付 午後1時30分～1時40分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成20年3月生まれ

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは、今回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

◆問い合わせ先
町民生活課 健康長寿班 (内線135)

タぐれ窓口

1、2月のタぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

■開設期日 1月16日・2月6日・2月20日
いずれも金曜日

■開設時間 午後5時15分～6時15分

閉庁後に戸籍抄本・謄本（午後五時までに電話での申し込みが必要）や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

□相談先

教育委員会 (内線210・250)

■相談日時

月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。2月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽においでください。

■日時 2月10日(火)

午前10時～午後3時

■場所 鶴田町国際交流会館 1階102研修室